

小田原市斎場整備運営事業

要求水準書（案）

平成 27 年 2 月

小田原市

【 目 次 】

第1 総則	1
1 事業の経緯	1
2 施設整備の目的.....	1
3 基本コンセプト.....	1
4 事業の範囲	2
5 業務の概要	3
6 関係法令等	4
7 災害時の対応.....	6
8 所有権移転	6
9 本要求水準書に記載のない事項.....	6
第2 施設等整備業務に関する要求水準	7
1 総則	7
2 施設の立地条件.....	7
3 インフラへの接続.....	8
4 工事に関する要件.....	9
5 配置計画	9
6 造成工事要件.....	10
7 施設整備に係る要求水準.....	10
8 事前調査業務.....	17
9 設計業務	17
10 建設業務	19
11 備品等整備業務.....	22
12 工事監理業務.....	22
13 仮設待合室等設置業務.....	22
14 環境保全対策業務.....	23
15 所有権移転業務.....	26
16 各種申請等業務.....	26
17 その他本施設の整備に必要な業務.....	26
第3 仮設駐車場の整備業務及び管理業務に関する要求水準	27
1 総則	27
2 仮設駐車場整備業務（設計、施工、工事監理）	27
3 仮設駐車場管理業務（仮設駐車場から現斎場までのアクセス確保等）	27
第4 維持管理業務に関する要求水準	28
1 総則	28

2	建築物保全業務.....	30
3	建築設備保全業務.....	30
4	建築物・建築設備修繕・更新業務.....	31
5	清掃業務.....	31
6	植栽・外構維持管理業務.....	32
7	警備業務.....	32
8	環境衛生管理業務.....	33
9	火葬炉保守管理業務.....	33
10	備品等管理業務.....	34
11	残骨灰及び集じん灰の管理及び処理業務.....	34
12	エネルギーマネジメント業務.....	35
13	その他本施設の維持管理に必要な業務.....	35
	第5 運營業務に関する要求水準	36
1	総則.....	36
2	施設の運営時間、利用料金.....	37
3	斎場運営システム調達及び運用業務.....	38
4	予約受付業務.....	38
5	会葬者受付業務（玄関業務）.....	38
6	告別業務.....	38
7	炉前業務.....	39
8	火葬炉運転業務.....	39
9	待合室提供業務.....	39
10	収骨業務.....	39
11	売店（自動販売機）運營業務.....	40
12	庶務業務.....	40
13	料金徴収代行業務.....	41
14	その他本施設の運営に必要な業務.....	41
	第6 現斎場の解体及び撤去業務に関する要求水準	42
1	総則.....	42
2	現斎場の概要.....	42
3	現斎場の解体業務.....	42
4	廃棄物の処分業務.....	43
5	跡地整備業務.....	43
6	その他現斎場解体に必要な業務.....	43
	【別添資料】火葬炉設備の要件詳細	44

○ 資料一覧

資料番号	資料名称
資料 1	測量調査（平成 19 年）
資料 2	地質調査（平成 25 年）
資料 3	土壌汚染状況調査（平成 25 年）
資料 4	広域斎場整備事業環境影響評価報告書（平成 20 年）
資料 5	環境事業センター図面

※上記資料は環境政策課窓口にて配架予定である。

第1 総則

本要求水準書は、小田原市（以下「市」という。）が小田原市斎場整備運営事業（以下「本事業」という。）を実施する民間事業者を募集及び選定するにあたり、応募に参加しようとする者を対象に交付する募集要項等と一体のものであり、市が本事業の各業務について、本事業の遂行のみを目的とする会社法（平成 17 年法律第 86 号）に定める株式会社（以下「SPC」という。）に要求する具体的な水準を示すものである。

1 事業の経緯

現斎場は、昭和 43 年 4 月に小田原市営火葬場として都市計画決定し、昭和 47 年 1 月の供用開始から 40 年以上が経過し、施設の老朽化が著しく、大規模な修繕では維持が困難な状況にあり、高齢化社会に起因する火葬件数の増加や、多様なニーズへの対応を考えると、施設整備が喫緊の課題となっている。

そのため、平成 18 年度に小田原市、南足柄市、大井町、松田町、山北町、開成町、箱根町の 2 市 5 町（以下「構成市町」という。）で「県西地域広域斎場建設協議会」を組織し、新たな斎場建設に向けて施設の整備方法を検討してきた。その結果、市が事業主体となり新たな小田原市斎場を現斎場敷地内に建て替えるとともに、平成 25 年度からは、協議会名称を「小田原市斎場事務広域化協議会」に変更し、引き続き構成市町が建て替えに向けて連携していくことを決定した。

平成 25 年 8 月には「小田原市斎場整備基本プラン」を策定し、将来火葬需要の推計等に基づき、必要とする火葬炉数を含む施設の規模や課題を検討し、基本的な施設計画の方向性を定めた。

本事業を進めるにあたっては、民間のノウハウ等を活用することで、多様なニーズや心情に十分配慮しながらサービスの質の向上を図るとともに、一括発注によるスケールメリットを確保した整備等を目指すものである。

なお、事業の実施に際しては、市内に本支店等を置く企業と積極的に連携することで、地元経済の発展に寄与することを期待している。

2 施設整備の目的

現斎場の施設の老朽化、火葬件数の増加及び多様なニーズへ対応するため、新たな小田原市斎場の整備を行う。

3 基本コンセプト

(1) 周辺環境や立地特性に配慮した施設

- ・ 市の景観計画の丘陵地における景観形成の方針に適合するよう、周囲の景観や環境と調和した施設計画とする。

- ・ 周辺環境、道路交通等に十分留意した土地利用計画とする。

(2) 斎場として機能的な施設

- ・ 華美な装飾に偏重することなく、人生最期の儀式を行う斎場としての格調の高さと利便性を兼ね備えた施設とする。
- ・ 火葬炉設備は環境に配慮した最新の技術を導入し、火葬需要の変化に十分対応できる設備とする。
- ・ 施設運営、維持管理のしやすい合理的な施設計画とする。

(3) 利用者の心情に配慮した施設

- ・ 別れの場にふさわしい空間を創造する。
- ・ 葬送の流れに沿った動線計画とする。
- ・ 建物から自然の眺望が確保された計画とする。

(4) 地域の火葬風習に沿った施設

- ・ 小田原市周辺で見られる、相当数の親族が火葬場へ出向き、火葬に立ち会うとともに収骨まで行う等の火葬風習に配慮し、葬送行為の地域特性に対応した諸室計画とする。

(5) 社会的要請に配慮した施設

- ・ 環境に配慮した自然エネルギー（採光、通風、雨水、太陽光発電等）の活用を図る。
- ・ 障がい者や子どもからお年寄りまで幅の広い利用者層が利用する施設であるため、ユニバーサルデザイン（床面の段差解消、手すり、点字サイン、自動水洗、ピクトサイン等）の手法を用いて、施設のバリアフリー化を図る。
- ・ 大規模災害発生等の非常時への対応に配慮した施設整備を図る。

4 事業の範囲

以下に挙げる施設（以下、「施設等」という。）の整備及び運営維持管理、新斎場の整備期間中における仮設駐車場の整備及び管理、新斎場の供用開始後における現斎場の解体及び撤去を本事業の範囲とする。

(1) 新斎場

- ・ 新斎場は以下の部門から構成される。
 - ・ 火葬部門
 - ・ 待合部門
 - ・ 管理部門
 - ・ 共用部門

(2) 外構部門

- ・ 駐車場
- ・ 外構・緑地等

(3) 仮設駐車場

5 業務の概要

本事業は主として次に示す 5 つの業務から構成されるものであり、各業務の内容、実施期間等は次に示すとおりである。

(1) 施設等整備業務（設計・建設等業務）

ア 業務内容

建設計画地全体の造成並びに施設等の設計、施工、工事監理及び完成後の所有権移転等

イ 期間

契約日から平成 30 年 12 月まで

(2) 仮設駐車場の整備管理業務

ア 業務内容

仮設駐車場の設計、施工、工事監理、管理及び仮設駐車場から現斎場までの輸送・移送サービスの確保等

イ 期間

契約日から平成 30 年 12 月まで

(3) 維持管理業務

ア 業務内容

施設等の維持管理

イ 期間

供用開始日から平成 51 年 3 月末まで（供用開始日より 21 年間）

(4) 運営業務

ア 業務内容

施設等の運営

イ 期間

供用開始日から平成 51 年 3 月末まで（供用開始日より 21 年間）

(5) 現斎場の解体及び撤去業務

ア 業務内容

現斎場の解体、撤去及び工事監理

イ 期間

契約日から平成 30 年 12 月まで

6 関係法令等

SPC は、本事業の実施にあたって、必要とされる関係法令等を遵守することとする。

(1) 法令等

関連する法令等は次のとおり。

- ・ 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）
- ・ 墓地、埋葬等に関する法律（昭和 23 年法律第 48 号）
- ・ 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）
- ・ 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）
- ・ 消防法（昭和 23 年法律第 186 号）
- ・ 都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）
- ・ 屋外広告物法（昭和 24 年法律第 189 号）
- ・ 電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）
- ・ 水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）
- ・ 大気汚染防止法（昭和 43 年法律第 97 号）
- ・ 悪臭防止法（昭和 46 年法律第 91 号）
- ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）
- ・ 騒音規制法（昭和 43 年法律第 98 号）
- ・ 振動規制法（昭和 51 年法律第 64 号）
- ・ ダイオキシン類対策特別措置法（平成 11 年法律第 105 号）
- ・ 土壌汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号）
- ・ 労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）
- ・ 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 12 年法律第 104 号）
- ・ 健康増進法（平成 14 年法律第 103 号）
- ・ エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和 54 年法律第 49 号）
- ・ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）
- ・ 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和 45 年法律第 20 号）
- ・ 浄化槽法（昭和 58 年法律第 43 号）
- ・ 公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成 22 年法律第 36 号）
- ・ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成 18 年法律第 91 号）
- ・ 危険物の規制に関する政令（昭和 34 年政令第 306 号）

- ・ 火葬場から排出されるダイオキシン類削減対策指針（平成 12 年）
 - ・ 神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例
 - ・ 神奈川県土砂の適正処理に関する条例
 - ・ 神奈川県公共的施設における受動喫煙防止条例
 - ・ 神奈川県土地利用調整条例
 - ・ 神奈川県生活環境の保全等に関する条例
 - ・ 神奈川県公共施設の木造・木質化等に関する指針
 - ・ 小田原市建築基準条例
 - ・ 小田原市開発事業に係る手続及び基準に関する条例
 - ・ 小田原市土砂等による土地の埋立て等に関する条例
 - ・ 小田原市景観条例
 - ・ 小田原市美しく住み良い環境づくり基本条例
 - ・ 小田原市斎場条例
 - ・ 小田原市墓地等の経営の許可等に関する条例
 - ・ 小田原市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例
 - ・ 小田原市再生可能エネルギーの利用等の促進に関する条例
 - ・ 小田原市火災予防条例
 - ・ 小田原市屋外広告物条例
 - ・ 小田原市契約規則
 - ・ 市街化調整区域内の都市計画法第 29 条等に基づく許可に係る建築物の形態制限
 - ・ 小田原市公共建築物における木材の利用の促進に関する方針
- その他関係法令等

(2) 設計基準、仕様書等

国土交通省宮繕部監修、(社)公共建築協会編集の次に掲げる基準等（いずれも最新版）を参照すること。

- ・ 官庁施設の基本的性能基準及び同解説
- ・ 建築設計基準及び同解説
- ・ 建築構造設計基準及び同解説
- ・ 建築設備設計基準
- ・ 建築設備計画基準・同要領
- ・ 公共建築工事標準仕様書（建築工事編）
- ・ 公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）
- ・ 公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）
- ・ 建築工事標準詳細図
- ・ 公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）

- ・ 公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）
- ・ 建築工事安全施工技術指針・同解説
- ・ 建築物解体工事共通仕様書・同解説
- ・ 官庁施設の総合耐震計画基準及び同解説
- ・ 平成9年版排水再利用・雨水利用システム計画基準・同解説
- ・ 国土交通省営繕部監修、(財)建築保全センター編集の保全業務の実施時における最新版の建築保全業務共通仕様書

7 災害時の対応

施設等の供用開始以降、SPCは、以下の事項を遵守するものとする。

(1) 常時における備蓄

- ・ 常時より、本施設の運用期間内ピーク時（平成52年）想定で3日分の通常業務に対応できるよう、必要な燃料、備品等の備蓄を行うこと。

(2) 大規模災害への対応

- ・ 大規模災害が発生した場合であって、市が必要であると判断したとき（広域火葬の観点から、市が他市町村民の火葬を積極的に行う事態が生じた場合を含む。）（以下「災害発生時」という。）には、SPCは業務実施時間を延長し対応すること。
- ・ 災害発生時には、3日間の通常の業務に対応できるよう、自家発電装置におけるエネルギー供給等を含め、火葬業務に必要な燃料、備品等の備蓄を行うこととともに、必要な輸送手段を確保すること。
- ・ 災害発生後に必要となった場合、24時間稼動にも対応できるよう、火葬タイムテーブル及び斎場運営計画を予め策定すること。
- ・ 大規模災害により本施設に損傷等が生じた場合には、SPCは、早期復旧に努めるものとし、神奈川県広域火葬計画等により、その状況を逐次市に報告しなければならない。

8 所有権移転

新斎場の所有権移転時期は、平成29年12月を予定している。

9 本要求水準書に記載のない事項

本要求水準書に記載のない事項は、関係法令等を遵守した上で、民間事業者提案とする。

第2 施設等整備業務に関する要求水準

1 総則

(1) 業務範囲

本業務は次の範囲を対象とする。

- ・ 事前調査業務
- ・ 設計業務
- ・ 建設業務
- ・ 備品等整備業務
- ・ 工事監理業務
- ・ 仮設待合室等設置業務
- ・ 環境保全対策業務
- ・ 所有権移転業務
- ・ 各種申請等業務
- ・ その他本施設の整備に必要な業務

(2) SPC の役割

- ・ SPC は、施設整備を適切に遂行するため、関連する構成員又は協力企業（設計企業、施工企業、工事監理企業等）をとりまとめ、調整し、コスト管理及び品質管理を行う統括機能を有すること。
- ・ 施設整備に係る各業務を実施する構成員及び協力企業に対する監視、改善指示（セルフモニタリング）方法及び実施体制を定め、施設所有権の移転が完了するまで継続して維持すること。
- ・ 各業務を実施する上で生じた緊急事態や SPC が受けた苦情等を集約し、各業務担当者等より事情を聴取するとともに、事後対応及び今後の業務改善策について、市に随時報告を行うこと。

2 施設の立地条件

(1) 建設計画地

現小田原市斎場敷地 小田原市久野 3664-8

(2) 敷地面積

9,153 m²

(3) 都市計画等

施設は、引き続き小田原市の都市計画施設（小田原市営火葬場）として位置付ける。

- ① 市街化調整区域
- ② 建ぺい率 50%以下
- ③ 容積率 100%以下

(4) 測量等の実施

- ・ 資料1 測量調査を参照すること。さらに詳細な調査が必要な場合は、事業者の判断において速やかに実施すること。
- ・ 資料2 地質調査を参照すること。さらに詳細な調査が必要な場合は、事業者の判断において速やかに実施すること。
- ・ 資料3 土壌汚染状況調査を参照すること、さらに詳細な調査が必要な場合は、事業者の判断において速やかに実施すること。

(5) 周辺状況

- ・ 当該敷地は現小田原市斎場である。敷地の北側においては山林が広がっており、西側には小田原市水道局管理の諏訪の原配水池が隣接する。敷地の南側及び東側には農地が広がり、住宅が散在している。
- ・ 道路にかかる工事についてはSPCの責任で実施すること。
- ・ 現進入路が市道2438であることに留意すること。
- ・ 現斎場の接道は建築基準法の道路（第42条1項3号）であることに留意すること。
- ・ 道路の拡幅は前提としない。
- ・ 必要に応じて警察等の関係機関と道路協議を行うこと。

3 インフラへの接続

(1) 上水道

配水管の引込管から直接引き込む又は敷地内に受水槽を設けることにより、自動給水装置等により各所へ給水すること。

(2) 下水道（汚水）

合併処理浄化槽方式とすること。設備の設置にあたっては、埋設配管及び枳類には十分な地盤沈下対策を施すこと。

(3) 下水道（雨水）

敷地内に調整池を設け、計画排水路へ接続すること。設置場所等については十分な検討を行うこと。

4 工事に関する要件

(1) 工事監理の実施

- ・ 工事期間中は、SPCにおいて、建築基準法に規定する工事監理者を配置し、工事監理を行うこと。
- ・ 市への完成確認報告は、SPCが行うこと。

(2) 各種申請及び資格者の配置

- ・ 工事に伴う許認可等の各種申請等は SPC の責任において行うこと。ただし、市は、SPC からの要請があった場合、必要に応じて資料の提供その他の協力を行う。
- ・ 工事に伴い必要となる有資格者については、関係法令等に則り適切に配置すること。

(3) その他

- ・ 資材等の搬入道路周辺や工事場所周辺への騒音や振動等に配慮するとともに、損害を与えた場合や苦情があった場合は、SPC が対処すること。
- ・ 工事にあたっては、施工計画書を作成し、市に提出すること。
- ・ 工事中は、斎場として使用される範囲と工事の範囲を仮囲い等で明確に分離する等、会葬者の安全性や快適性の観点から適切な対応をすること。
- ・ 工事中の周辺環境への配慮と保全措置について、十分に考慮すること。また、工事により搬出される廃棄物は関係法令等を遵守して適正に処理すること。
- ・ 工事期間中は現小田原市斎場の運営に支障をきたさないよう充分配慮し、影響が予想される場合には直ちに市との協議をすること。
- ・ 工事場所周辺及び工事車両が通過する沿道について、工損調査を実施すること。
- ・ 整備に必要な資材、機械類等は可能な限り市内に本支店を置く業者から購入すること。また、木材については可能な限り地域産材を使用すること。事業の実施に際しては、市内に本支店等を置く企業と積極的に連携することで、地元経済の発展へ寄与すること。

5 配置計画

- ・ 現斎場を供用しながらの工事となるため、建替え期間中の施設の安全なアプローチの確保と、現斎場の運営に対する工事の影響を最低限に抑えるよう配慮すること。
- ・ 敷地内の配置計画・規模については民間事業者提案とするが、周辺環境との調和、会葬者の利便性、ニーズ、動線等を考慮すること。
- ・ 周辺環境に配慮し、原則として敷地境界線（出入口除く。）において、成人の目の高さから火葬場敷地内の会葬者、霊きゅう車、火葬炉が見通せない計画とする。
- ・ 日照や景観にも配慮し、緩衝緑地の設置等の検討も行うこと。
- ・ 動線計画にあたっては、霊きゅう車到着、告別、納炉、待機、開扉、収骨、退場と

連続する葬送行為の流れを考慮し、会葬のスムーズな進行を確保した計画を立案すること。

6 造成工事要件

- ・ 敷地の造成レベルについては、接続道路から適切にアプローチできること、詳細なレベル設定は民間事業者の提案による。
- ・ 造成土量の収支バランスにも配慮すること。
- ・ 地形の変形を行う際は、必要に応じて圧密沈下対策等の安全対策を講じること。
- ・ 造成工事においては、土砂や濁水が事業用地外に流出しないようにする等の対策を講じること。

7 施設整備に係る要求水準

(1) 施設設計の基本方針

- ・ 火葬需要の推計は、表 1 に示すとおりである。
- ・ 火葬炉数については、最大火葬需要に対応できることを踏まえ 9 基以上とする。火葬炉の形式及び火葬炉に関連する運転管理システム等については民間事業者提案とする。
- ・ 火葬業務の円滑な運営が可能となるように、火葬炉数や火葬集中度等から算出した告別室、収骨室及び待合室のスペースを確保するものとし、各室の配置、規模等については民間事業者提案とする。
- ・ 表 2 に示す平成 24 年度の会葬者数の分布を参考に SPC により会葬者数を想定し、適切な施設設計を実施すること。
- ・ 設計にあたり事業期間 21 年間に予測される火葬件数に対し、会葬者への対応を滞りなく行うこと。
- ・ 上記を実現する為の火葬業務タイムテーブルは創意工夫により SPC が定めること。従って各室数、告別・炉前・収骨の空間構成、動線計画等は SPC により設定すること。
- ・ 建物規模は耐用年数中に予想されている火葬件数のピークに対応できるものとする。
- ・ 火葬炉については事業期間終了後から建物耐用年数の間（50 年程度を想定、7. (2) イを参照）、運営に支障をきたさず適切に修繕、更新を行っていける計画とすること。予備スペースの設置等、SPC により適切に設定すること。
- ・ 住民生活にとって必要不可欠な施設であることから、長期間にわたり安定的に運用できる配置計画とすること。
- ・ 遺族をはじめ会葬者の心情に配慮し、特に悲哀の深い遺族を想定して設計にあたること。

- ・ 式場は併設しないこと。
- ・ 動物炉は併設しないこと。

表1 斎場における将来火葬需要の推計

	2015年 H27年	2018年 H30年	2020年 H32年	2025年 H37年	2030年 H42年	2035年 H47年	2040年 H52年	2045年 H57年	2050年 H62年	2055年 H67年	2060年 H72年
将来火葬需要 (F) (件)	3,661	3,877	4,018	4,366	4,614	4,778	4,835	4,561	4,291	4,169	4,099
日平均件数 (件) ※1	12.2	12.9	13.3	14.5	15.3	15.9	16.1	15.2	14.3	13.9	13.6
想定日最大件数 (件) ※2	17.4	18.4	19.0	20.7	21.9	22.7	23.0	21.7	20.4	19.9	19.4

※1 日平均件数 = 将来火葬需要(F) ÷ 301 (年間稼働日数)

※2 想定日最大件数 = 日平均件数 × 1.43 (火葬集中係数)

表2 平成24年度会葬者数の分布表

会葬者数	大人		小人		胎児		合計	
	件数	分布割合 (%)	件数	分布割合 (%)	件数	分布割合 (%)	件数	分布割合 (%)
0人	83	2.45	0	0.00	13	27.66	96	2.79
1~10人	663	19.54	3	75.00	33	70.21	699	20.30
11~20人	816	24.05	1	25.00	1	2.13	818	23.75
21~30人	677	19.95	0	0.00	0	0.00	677	19.66
31~40人	446	13.14	0	0.00	0	0.00	446	12.95
41~50人	333	9.81	0	0.00	0	0.00	333	9.67
51~60人	181	5.33	0	0.00	0	0.00	181	5.26
61~70人	126	3.71	0	0.00	0	0.00	126	3.66
71~80人	40	1.18	0	0.00	0	0.00	40	1.16
81~90人	15	0.44	0	0.00	0	0.00	15	0.44
91~100人	7	0.21	0	0.00	0	0.00	7	0.20
101~110人	4	0.12	0	0.00	0	0.00	4	0.12
111~120人	1	0.03	0	0.00	0	0.00	1	0.03
121~130人	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00
131~140人	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00
141~150人	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00
151人~	1	0.03	0	0.00	0	0.00	1	0.03
合計	3,393		4		47		3,444	

(2) 建物の構造

ア 耐震性能

施設の構造については、官庁施設の総合耐震計画基準及び同解説に基づき、次のとおりとする。

表3 建物の構造

対象部位	耐震安全性の分類
構造体	Ⅱ類
建築非構造部材	A類
建築設備	甲類

イ 施設の耐用年数

施設の建築物としての耐用年数を50年程度とする。

個々の部位、部材、設備、部品等については、SPCは少なくとも事業期間において十分な機能を確保できるよう、施設の各部について合理的な長期修繕計画を立て、それに基づく材料の選択をし、事業期間にわたる施設保全を考慮した施設の設計を行うこと。

ウ 地球環境及び周辺環境保護への配慮

地球環境保護に配慮し、建物のライフサイクル全体での省エネルギー及び省資源化に努めること。また、施設が周辺環境に与える影響を軽減し、地球環境の保全に努めること。

エ ユニバーサルデザイン対応

施設の設計にあたっては、ユニバーサルデザインに配慮した工夫をすること。

(3) 施設規模、施設構成

- ・ 新斎場の規模は本事業を適切に実施できる内容で設定すること。
- ・ 施設全体を火葬部門、待合部門、管理部門、共用部門の4ゾーンとする。
- ・ 火葬部門、待合部門の諸室については、民間事業者の提案に基づくタイムテーブルを前提に必要な室数を設定すること。
- ・ 原則として、本施設は市街化調整区域内の都市計画法第29条に基づく許可に係る建物の形態制限に準じ、建物の高さを10m以内とする。なお、建築物の各部分の高さは、当該部分から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離に1.25を乗じて得たものに5mを加えたもの以下とするか、その敷地内に空地の面積の敷地面積に対する割合が10分の6以上となる空地を有し、かつその敷地面積が1,500㎡以上である建築物については12mの高さまでとする。
- ・ 原則として小田原市開発事業に係る手続及び基準に関する条例に準拠すること。

表 4 施設の構成案

施設名	
火葬部門	エントランスホール
	会葬者用トイレ
	ホール
	告別室
	収骨室
	炉室（作業室）
	監視室（制御）
	作業員控室
	残灰室・飛灰室
	霊安室
	排ガス処理室
	更衣室シャワー
	業務用トイレ
	燃料供給室
待合部門	待合ホール
	キッズコーナー
	授乳室
	待合室
	配膳室
	売店（倉庫）
	会葬者用トイレ
	喫煙室
	給湯室
	管理部門
会議室	
業者・運転手控室	
清掃員控室	
業務用トイレ	
発電機室	
空調機械等室	
燃料タンク	
電気室	
共有部門	
	エレベータ・階段・廊下

ア 火葬部門

表 1 に将来の火葬需要の推計を示す。表 1 の火葬需要に基づき、火葬部門に必要な施設を提案すること。

イ 待合部門

- ・ 家族の死亡から葬儀の一連の流れを経て、火葬という区切りを迎えた遺族の心情、疲労に配慮し安心感や休息感を得られる設計を心掛けること。
- ・ 火葬と待合の引継ぎがスムーズに行われるように業務手順や連絡システムを十分検討すること。

ウ 管理部門

- ・ 表4に示す管理部門の施設構成等については、民間事業者の提案とする。
- ・ 会葬者の予約に関して、現在市で実施している予約受付業務は本事業の事業範囲とすることを想定している。従って、会葬者及び葬祭業者等からの斎場利用に関する予約業務に対応すること。
- ・ 斎場の予約受付システムとして、インターネットによる24時間予約サービスを導入すること。
- ・ 電話による予約の受付を行うこと。
- ・ 予約受付システムの構築、保守、更新作業を行うこと。
- ・ 将来的な技術革新に対応できるシステムとすること。
- ・ 機器類の故障や災害等の不測の事態に備えて、代替手段及びバックアップ体制を確立すること。
- ・ 火災等の事態に備えて設置する防火水槽の整備、維持管理を実施すること。
- ・ 斎場内各施設で使用される備品について、備品台帳を作成し、備品の補充及び管理を確実にを行うこと。
- ・ 必要な品目や予備品の数量については民間事業者の提案とする。
- ・ 雨水等を貯水する調整池等の整備、維持管理を実施すること。
- ・ 開業準備に十分な期間を確保すること。
- ・ スタッフの研修、オペレーションの試行、火葬炉のテスト運用等、開業前に必要と想定される業務を漏れなく実施すること。

エ 外構部門

外構部門として、外構・緑地、駐車場の2ゾーンから構成される。

① 配置計画

- ・ 現斎場を供用しながらの工事となるため、建替え期間中の施設の安全なアプローチの確保と、現斎場の運営に対する工事の影響を最低限に抑えるよう配慮すること。
- ・ 敷地内の配置計画・規模については、会葬者の利便性、ニーズ、動線等を考慮すること。

- ・ 周辺環境と調和し、周囲から視認されにくい配置又は構造とすること。会葬者、霊きゅう車、火葬炉が見渡せない配置又は構造とすること。
- ・ 日照や景観にも配慮し、緩衝緑地の設置等の検討も行うこと。
- ・ 小田原市墓地等の経営の許可等に関する条例に基づき、緑化率 25%を満たすこと（屋上・壁面の緑化面積を算入可）。
- ・ 動線計画にあたっては、霊きゅう車到着、告別、納炉、待機、開扉、収骨、退場と連続する葬送行為の流れを考慮し、会葬のスムーズな進行を確保した計画を立案すること。

② 外構計画

- ・ 周辺の日常的風景との調和を図ること。
- ・ 敷地内空地は原則として、樹木・芝等により良好な環境の維持に努めること。
- ・ 敷地内に適切な排水設備を設け、位置・寸法・勾配・耐荷力に注意し、不等沈下、漏水のない計画とすること。
- ・ 建築物との取り合い部やスロープ箇所等、地盤沈下対策を行うこと。
- ・ 夜間や閉場日に、本件施設敷地内に車両等が無断で進入できないように、敷地周囲に柵等を設けること。
- ・ 雨水浸透舗装については、十分な地盤沈下対策を施した上で設けることは可能とする。

③ 駐車場計画

- ・ 駐車場計画にあたっては、次の点に留意し、想定火葬件数や業務集中度等を踏まえて整備すること。
- ・ 霊きゅう車並びに会葬者、業者及び職員の車両の動線に配慮すること。
- ・ 駐車場エリアと新斎場エリアの分離が図れるよう、駐車場には植栽帯等を効果的に配置すること。
- ・ 駐車場は、小田原市墓地等の経営の許可等に関する条例等施行規則第 10 条に基づき炉数に 8 を乗じた台数以上の計画とすること。
- ・ 駐車場は、新斎場との間を安全かつ容易に移動できる配置及び構造とすること。特に雨天時や車いす等を利用する会葬者に配慮すること。
- ・ 斎場敷地外に会葬者用の車両が滞留しないよう配慮した配置又は構造とすること。
- ・ 工事期間中にも可能な限り駐車台数を確保する施工計画とすること。なお、工事用の駐車用地等は最小限とし現斎場の会葬者等のための駐車場とは明確に区分し安全を確保すること。
- ・ 敷地内に適切な排水設備を設け、位置・寸法・勾配・耐荷力に注意し、不等沈下等のない計画とすること。

- ・ 建築物との取り合い部やスロープ箇所等、地盤沈下対策を行うこと。
- ・ 施設等の供用開始後において駐車場の整備を行う造成計画とする場合には、市条例等施行規則に定める駐車台数を供用開始の時点で必ずしも満たすことは必要としない。ただし、斎場の会葬者へのサービスが低下することのないように配慮すること。
- ・ 施設の性格上、高齢者や障がい者の利用も多数に上ることから、アプローチや駐車場等は、特にユニバーサルデザインを意識した計画とすること。
- ・ 雨水浸透舗装については、十分な地盤沈下対策を施した上で設けることは可能とする。

(4) 火葬炉設備

ア 概要

- ・ 火葬炉の形式及び関連する運転管理システム等については、別添資料「火葬炉設備の要件詳細」を参考に民間事業者の提案とする。
- ・ 火葬炉設備工事に関し、関係諸法令及び関係諸規格等に定めるもののほか、下記の火葬炉主要項目を満足する設備を設置すること。なお、詳細にわたり明記しないものであっても、この施設の目的達成上必要な機械及び装置類等については、責任をもって完備すること。
- ・ 諸施設は、高い安全性と信頼性及び十分な耐久性を有し、かつ、維持管理が容易なものとする。
- ・ ばい煙、悪臭及び騒音等の公害防止並びに周辺環境に十分配慮した設備とすること。
- ・ 運転及び維持管理の省力化並びに諸経費の軽減が図られた設備とすること。
- ・ 作業環境及び労働安全、衛生に十分配慮した設備とすること。
- ・ 天災時の運転に対応できるように考慮した設備とすること。

イ 火葬炉主要項目

① 火葬能力

重量：遺体重量は 100kg 程度を最大とし、棺 20 kg 及び副葬品 5kg を標準とする。

棺寸法：長さ 2,000mm ～ 2,100mm

幅 600mm ～ 700mm

高さ 500mm ～ 650mm

また、超大型炉を 1 炉以上設置すること。

棺寸法：長さ 2,300mm

幅 700mm

高さ 650mm

② 使用燃料

白灯油を基本とする。ただし、ライフサイクルコストを民間事業者において検討し、最適と判断したものを提案すること。

③ 主要設備方式

炉床方式：民間事業者の提案とする。

排ガス冷却方式：均一、急速に降温できる方式とすること。

排気方式：強制排気ができる方式とすること。

8 事前調査業務

- ・ 施設周辺、工事用搬入路周辺等において本事業で必要と考えられる調査を実施すること。
- ・ 本事業で必要と思われる調査について、SPC は、関係機関と十分協議を行った上で実施すること。なお、調査を実施する際には、調査前に市と協議すること。
- ・ 施設周辺の建物の調査、テレビ電波障害の調査を着工前及び完成後に行うこと。
- ・ 調査を行うために申請手続きが必要な場合は、適宜実施すること。
- ・ 調査を行うにあたっては、必要に応じて住民説明を行う等、近隣に配慮して業務を進めること。
- ・ 計画にあたっては市文化財課と事前協議を行うこと。

9 設計業務

(1) 業務の対象

ア 次の部門から構成される新斎場の設計

- ・ 火葬部門
- ・ 待合部門
- ・ 管理部門
- ・ 共用部門

イ 外構部門（駐車場、外構・緑地等）の設計

ウ その他ア及びイの建設に必要とされる現斎場の解体工事及び仮設等の準備工事に係る設計

(2) 業務の内容

- ・ SPC は、本要求水準書及び自らの提案等に基づき、施設を整備するために必要な基本設計及び実施設計を行うこと。
- ・ 建築確認申請等、設計に伴い必要な法的手続き等は、SPC の責任において実施するこ

と。

- ・ 必要に応じて地質調査等を行うこと。

(3) 業務の期間

- ・ 設計業務の期間は、事業全体のスケジュールに整合させ、SPC が計画する。
- ・ 具体的な業務期間については、SPC の提案に基づき、事業契約書に定めるものとする。

(4) 業務計画書の提出

- ・ SPC は、設計業務着手前に、詳細工程表を含む業務計画書を作成し、市に提出して承認を得ること。
- ・ なお、業務計画書には、責任者を配置した履行体制を定め、明記すること。
- ・ 本事業において、法律に基づく管理者及び関係法令等に則して必要な有資格者を配置すること。

(5) 設計協議

- ・ SPC は、提案に基づく事業契約時の設計内容を基に、市と十分に協議を行い、実施するものとする。
- ・ 市は、SPC に基本設計及び実施設計の検討内容について、随時確認することができるものとする。
- ・ なお、設計の変更に関する事項は事業契約書において定める。

(6) 設計業務の実施体制

- ・ SPC は、法的に必要な能力・資質・経験を有する人材を設計担当者として適切に配置すること。
- ・ SPC は、自ら定めた設計計画書の進捗管理を行うとともに、設計担当者の業務を適切に監督するものとする。
- ・ 市に提出する設計体制には維持管理業務及び運営業務の業務計画策定を担当する者を含めるものとし、適切に当該業務計画との連携を図ること。
- ・ 設計協議に係る市との調整や業務の報告、設計図書等の提出は、SPC が行うこと。

(7) 業務の報告及び設計図書等の提出

- ・ SPC は、設計計画書に基づき定期的に市に対して設計業務の進捗状況の説明及び報告を行うとともに、基本設計及び実施設計の終了時に、次に示す設計図書等を市に提出して承認を得ること。提出する設計図書等は、最終的に事業契約書で定める。
- ・ 紙媒体の書類等に合わせて、それぞれ編集可能な電子媒体一式を提出すること。
- ・ なお、設計図書に関する著作権は選定事業者及び SPC に帰属する。ただし、市が必

要と認めるときには、設計図書の全部又は一部を無償で使用できるものとする。

ア 基本設計

- ・ 設計図
- ・ パース図
- ・ 完成模型
- ・ 基本設計説明書
- ・ 意匠計画概要書
- ・ 構造計画概要書
- ・ 設備計画概要書
- ・ 工事費概算書
- ・ 諸官庁協議書、打合せ議事録
- ・ 地質調査報告書
- ・ その他、必要な書類等

イ 実施設計

- ・ 設計図、仮設計画図
- ・ パース図
- ・ 実施設計説明書
- ・ 数量調書
- ・ 工事費内訳明細書
- ・ 構造計算書
- ・ 設備設計計算書
- ・ 備品リスト、カタログ
- ・ 建物求積図
- ・ 諸官庁協議書、打合せ議事録
- ・ その他、必要な書類等

10 建設業務

(1) 業務の内容

- ・ SPC は、各種法令等を遵守し、本要求水準書及び事業契約書、設計図書等に基づき、施設の建設工事及び関連業務を行う。
- ・ 現斎場を運営しながらの建設工事となることから、SPC は安定的な施設稼働及び会葬者の安全確保が最優先であることを十分に認識し、第三者災害の防止対策を事前に十分検討した上で、工事の安全衛生管理を実施すること。

(2) 業務期間

- ・ 設計業務終了後から平成 29 年 12 月末までとする。
- ・ 具体的な業務期間については、選定事業者の提案に基づき事業契約書において定める。
- ・ ただし、平成 27 年 12 月（予定）以降は、市と協議の上、準備（仮設）工事に着手することは可能とする。

(3) 着工前の業務

- ・ 着工に先立ち、近隣住民及び現斎場運営との調整、建築準備調査等、必要な調査を十分に行い、工事の円滑な進行と近隣の理解、会葬者の安全等を確保すること。
- ・ SPC は、建設工事着手前に詳細工程表を含む総合施工計画書を作成し、次の書類とともに工事監理者が承諾の上、市に提出すること。
- ・ なお、使用する書式は市指定の様式とする。
 - ・ 工事实施体制
 - ・ 工事着手届（工程表を添付）
 - ・ 現場代理人及び監理技術者届（経歴書を添付）
 - ・ 仮設計画書
 - ・ 総合施工計画書
 - ・ 使用材料一覧表
 - ・ 工事下請届
 - ・ 工事施工に必要な届出等
 - ・ その他、市が公共工事の適切な管理のために求める工事関連書類

(4) 建設業務の実施体制

- ・ SPC は、法的に必要な有資格者及び必要な能力・資質・経験を有する人員を適切に配置すること。
- ・ SPC は、自ら定めた総合施工計画書の進捗管理を行うとともに、施工企業による業務実施を適切に監督するものとする。
- ・ 市に対する工事施工管理状況の報告及び必要書類の提出等は、SPC が行うこと。
- ・ SPC は、現場担当者と現斎場の運営事業者による定期的な連絡会議を開催し、各工程及び工事車両の出入り等について十分に情報共有を図ること。
- ・ SPC は、備品等の整備及び斎場運営システム調達との十分な連携を図り、適切な時期に備品等の設置及び調整への協力を行うこと。

(5) 建設期間中の業務

- ・ SPC は工事現場に工事記録を常備すること。

- ・ 市は、SPC が行う工程会議に立ち会うことができる。
- ・ また市は、随時工事現場での施工状況の確認を行うことができるものとし、SPC はそれに協力すること。
- ・ 工事から発生した廃棄物、残土等については、法令等の定めに従い適切に処理すること。
- ・ 隣接地及び隣接する道路等に損傷を与えないよう留意し、工事中に汚損、破損した場合は SPC の負担において補修・補償等を行うこと。
- ・ SPC は、建設期間中には次の書類を工事監理者の承諾の上、施工の進捗状況に応じて、遅滞なく市に提出すること。
 - ・ 各種機器承諾願いの写し
 - ・ 残土処分計画書
 - ・ 産業廃棄物処分計画書
 - ・ 主要工事施工計画書
 - ・ 生コン配合計画書
 - ・ 各種試験結果報告書
 - ・ 各種出荷証明
 - ・ マニフェスト管理台帳
 - ・ 工事記録
 - ・ 工事履行報告書及び実施工程表
 - ・ 段階確認書及び施工状況把握報告書
 - ・ 工事打合せ簿
 - ・ その他、市が定める工事関係書類一式

(6) 完成後の業務

ア SPC による完成検査

- ・ SPC は、本施設の完成検査及び機器・器具等の試運転検査等を実施すること。
- ・ SPC による完成検査の詳細は、事業契約書において定める。

イ 市による完成確認

- ・ 市は、SPC による完成検査、法令による完成検査及び機器・器具等の試運転検査の終了後、本施設について完成確認を実施するものとする。
- ・ 市による完成確認の詳細は、事業契約書において定める。

ウ 完成図書の提出

- ・ SPC は、市による完成確認に必要な完成図書を、工事監理者の承諾の上、提出すること。

- ・ 完成図書の詳細は、事業契約書において定める。
- ・ また、完成図書は市への提出分以外に別途、本施設内に保管すること。

11 備品等整備業務

- ・ SPC は、要求水準を満たすために必要と考えられる備品等を提案し、その購入及び設置・整備を建設期間中に実施すること。
- ・ 本事業における備品は、既製品の調達を基本とするが、SPC の提案により同等以上の作り付け等の備品を計画することも認めるものとする。
- ・ 建設期間中に仮設待合室等を設置し使用する場合は、新規購入した備品等を使用することも可とする。
- ・ 備品の設置にあたっては、室内空間と調和し、豊かで潤いのある施設環境を形成するような備品の選定に努めること。
- ・ SPC は、整備した備品等について備品台帳を作成し、市に提出すること。なお、備品の所有権は、運営維持管理期間中は SPC が留保し、事業終了時に市に移転するものとする。

12 工事監理業務

- ・ SPC は、建築基準法及び建築士法に規定される工事監理者を設置し、工事監理を行う。
- ・ 工事監理業務を行う者は、設計業務及び建設業務を行う者と同じではない。
- ・ SPC は、工事監理者の作成する監理報告書を市へ定期的に提出し、工事監理の状況の確認を得ること。監理報告書の内容は、監理日報、打合せ記録、主な工事内容、工事進捗状況、器材・施工検査記録及びその他とする。
- ・ 上記以外に、市の要請があれば随時報告を行うこと。
- ・ 市への完成確認報告は、工事監理者立会いのもと SPC が行うこと。
- ・ その他、「10 建設業務」に定める関連事項を適切に遂行すること。

13 仮設待合室等設置業務

(1) 業務の内容

- ・ 施設整備業務期間中、現斎場の運営を支障なく継続して行うため、必要に応じて仮設待合室等の設置を行うこと。ただし、SPC の提案により敷地内に仮設待合室を設けずに新斎場の整備を遂行できるのであれば、本業務は実施しなくてよいこととする。
- ・ 仮設待合室は、新斎場供用開始前に既存待合棟の全部または一部が使用できなくなる場合に、あらかじめ設置し使用するものとする。
- ・ 仮設待合室は、SPC が設置した後、新斎場の供用開始までの間、当該施設を市が無償で借用し、維持管理・運営を行う予定である。
- ・ 仮設待合室は、適切な時期において速やかに撤去すること。

- ・ その他、「10 建設業務」に定める関連事項を適切に遂行すること。

(2) 基本要件

- ・ 既存火葬棟を稼働しながら建設するため、会葬者の心情への配慮並びに安全を確保する計画とすること。
- ・ 現斎場の運営に対する工事の影響を最低限に抑えることに配慮した配置計画とすること。また、既存火葬棟への霊きゅう車及びマイクロバスでの横付け及び昇降に配慮した場所に設置すること。
- ・ 会葬者用の通路は、工事用通路と共用しない計画とすること。
- ・ 建設期間中の霊きゅう車の出入り方法については、民間事業者の提案による。
- ・ 工事車両及び霊きゅう車、会葬者が迷うことなく目的の場所にアプローチできるよう、適切な誘導表示を設置すること。
- ・ 仮設待合室は、新斎場供用開始後に解体するものとし、解体及び解体後の整備にあたっては、新斎場の会葬者の利用に十分配慮しつつ、運営に支障をきたさないように実施すること。

(3) 仮設待合室等の施設整備要件

- ・ 仮設待合室は、既存待合棟と同等の機能を有することを基本とする。なお、既存待合棟の全部又は一部を残す場合は、残す部分を含め、全体で従前の機能を確保するものとする。
- ・ 高齢者、障がい者及び乳幼児等の利用にも配慮したものとする。
- ・ 施設の階数は民間事業者の提案とするが、2階以上とする場合はバリアフリーの観点から昇降機等を設けること。
- ・ 既存待合棟で現在使用しており、仮設待合室に移設して使用することのできる備品等は募集要項等公表時に示す。なお、上記以外に仮設待合室を運営するために必要と考えられる備品等を供用開始後に新施設に移設し継続して使用する前提で民間事業者が提案し、仮設待合室使用開始前に設置することも可とする。
- ・ 新斎場供用開始以降に解体、撤去されることを考慮し、省エネルギー及び省資源対策に配慮するとともに、ライフサイクルコスト低減を考慮した耐久性の高い施設となるよう努めること。

14 環境保全対策業務

(1) 基本要件

- ・ 資料4 広域斎場整備事業環境影響評価報告書（平成20年）を遵守すること。
（本報告書は、市が平成19年度から平成20年度にかけて行った本件事業用地周辺の現況調査と本件施設供用時の環境への影響についての予測・評価結果をまとめたもの。）

- ・ 本施設の公害防止に係る基準を超え施設が停止することがないように、要監視基準値と停止基準値を定める。
- ・ 停止基準値は「14(2)公害防止に係る基準」で定められた値以下に設定するものとし、民間事業者の提案によるものとする。
- ・ 要監視基準値は停止基準値を下回る数値で民間事業者の提案によるものとする。
- ・ 公害防止基準値、停止基準値、要監視基準値の関係は、以下の式のとおりである。

公害防止基準値 \geq 停止基準値 $>$ 要監視基準値

- ・ 要監視基準値とは、監視対象の数値が基準を上回った場合に原因究明や改善に向けた行動を始める監視強化状態に移行する判断基準である。
- ・ 停止基準値とは、監視対象の計測値等がその基準を上回った場合に施設の操業を停止させ、原因究明や改善に向けた行動を始める停止状態に移行する判断基準である。

(2) 公害防止に係る基準

- ・ 施設整備においては、次の公害防止に係る基準を遵守すること。なお、これらの基準が運営期間にわたって守られるよう、施設整備段階で十分な性能確認を行うと共に、運用期間においても定期的に検査を行うこと。
- ・ 特に、火葬炉整備にあたっては、これらの基準に十分配慮した施設選定や運用方法の検討を行った整備計画とすること。

ア 排ガス等検査

- ・ SPC は、供用開始後、火葬炉の全排気系列について、自らの責任及び費用により排ガス等検査を実施し、その結果を速やかに市に報告するものとする。
- ・ SPC は、排ガス等検査の結果が要監視基準値を上回る場合は、検査の頻度を増加させる等の監視の強化を行うものとする。また、SPC は、排ガス等検査の結果が停止基準値を上回る場合は、関係する火葬炉の運転を停止しなければならないものとする。

表5 排ガスに係る基準値

項目	基準値
ばいじん	0.01g/m ³ N
硫黄酸化物	30ppm
窒素酸化物	250ppm
塩化水素	50ppm
一酸化炭素	30ppm
ダイオキシン類	1.0ng-TEQ/m ³ N

※基準値は酸素濃度12%換算値（一工程の平均値）とする。

イ 悪臭等検査

法定悪臭物質については、1排気筒出口において次の基準値以下とすること。

表6 法定悪臭物質に係る基準値

項目	基準値
アンモニア	1ppm
メチルメルカプタン	0.002ppm
硫化水素	0.02ppm
硫化メチル	0.01ppm
二硫化メチル	0.009ppm
トリメチルアミン	0.005ppm
アセトアルデヒド	0.05ppm
スチレン	0.4ppm
プロピオン酸	0.03ppm
ノルマル酪酸	0.001ppm
ノルマル吉草酸	0.0009ppm
イソ吉草酸	0.001ppm
酢酸エチル	3ppm
トルエン	10ppm
キシレン	1ppm
メチルイソブチルケトン	1ppm
イソブタノール	0.9ppm
プロピオンアルデヒド	0.05ppm
ノルマルブチルアルデヒド	0.009ppm
イソブチルアルデヒド	0.02ppm
ノルマルバレルアルデヒド	0.009ppm
イソバレルアルデヒド	0.003ppm

臭気濃度については、次の基準値以下とすること。

表7 臭気濃度に係る基準値

項目	基準値
排気筒出口	500
敷地境界	10

ウ 飛灰

飛灰については、次の基準値以下とすること。

表8 飛灰に係る基準値

項目	基準値
ダイオキシン類	3ng-TEQ/g

エ 騒音に関する基準

騒音については、次の基準値以下とすること。

表9 騒音に係る基準値

項目	基準値
全炉稼働時作業室内	80dB(A)
全炉稼働時炉前ホール	60dB(A)
全炉稼働時敷地境界	50dB(A)

オ 留意事項

- ・ 特に指定していないものについては、関係法令等を確認・遵守すること。
- ・ 排ガス及び悪臭に関し、基準として明記されていない種類の物質に対しても、周辺環境に悪影響を与えることのないよう配慮すること。
- ・ 公害防止に係る基準については、「火葬場の選定にかかるガイドラインの作成に関する研究（平成2年度厚生行政科学研究）」等に基づき設定した。

15 所有権移転業務

- ・ 平成29年12月までに、市に新斎場の所有権を移転すること。ただし、現斎場の解体工に係る駐車場及び外構等の残工事分は平成30年12月末までに市に所有権を移転すること。
- ・ なお、建物について必要な登記はSPCの負担により行うものとする。
- ・ また、新斎場は所有権移転後も、供用開始までSPCにて適切に管理すること。また、所有権移転済み部分において供用開始日の前日までに発生する光熱水費は、SPCの負担とする。

16 各種申請等業務

- ・ 本事業を実施するに当たり、本要求水準書及び事業契約書で示す法令及びその他関係法令で必要な申請がある場合は、事業実施に支障がないよう、各種申請等を適切に実施すること。
- ・ 市が本事業を実施する上で必要な申請を行う際、SPCは必要な協力を行うこと。

17 その他本施設の整備に必要な業務

- ・ 本事業を実施するに当たり、本要求水準書及び事業契約書で示す内容を満たす上で、その他に施設整備上必要な業務がある場合は、本事業実施に支障がないよう、適切に実施すること。

第3 仮設駐車場の整備業務及び管理業務に関する要求水準

1 総則

施設等の施工期間中は、現斎場及び小田原市環境事業センター（以下「センター」という。）（神奈川県小田原市久野 3768）において、仮設駐車場を整備すること。

本業務の範囲は次のとおりとする。

- ・ 仮設駐車場整備業務（設計、施工、工事監理）
- ・ 仮設駐車場管理業務（運営、維持管理、移送サービス）

2 仮設駐車場整備業務（設計、施工、工事監理）

- ・ 配置、構造等の具体的な計画については、センターと事前に協議すること。
- ・ センターの業務に支障をきたさないようにするとともに、会葬者の安全性や利便性に十分配慮すること。
- ・ 会葬者の安全性を確保するために必要となる誘導員を配置すること。
- ・ 規模については、資料5 環境事業センター図面を参照し、適切な規模とすること。
- ・ 仮設駐車場はアスファルト舗装を行うこと。
- ・ 仮設駐車場の使用は、平成30年12月末までとし、原状回復は不要とする。

3 仮設駐車場管理業務（仮設駐車場から現斎場までのアクセス確保等）

- ・ 会葬者用駐車場をセンターに設置する場合は、現斎場への移送サービスを確保すること。
- ・ なお、仮設駐車場を整備した上であれば、SPCにて別途近隣に追加の仮設駐車場を確保し、会葬者に駐車スペース及び移送サービスを提供することは妨げない。
- ・ 移送サービスについては現斎場の運営に支障をきたさないよう、管理者と十分な連絡調整を図ること。

第4 維持管理業務に関する要求水準

1 総則

本業務の範囲は次のとおりとする。

- ・ 建築物保全業務
 - ・ 建築設備保全業務
 - ・ 建築物・建築設備修繕・更新業務
 - ・ 清掃業務
 - ・ 植栽・外構維持管理業務
 - ・ 警備業務
 - ・ 環境衛生管理業務
 - ・ 火葬炉保守管理業務
 - ・ 備品等管理業務
 - ・ 残骨灰及び集じん灰の管理及び処理業務
 - ・ エネルギーマネジメント業務
 - ・ その他本施設の維持管理に必要な業務
-
- ・ SPC は、供用開始から事業期間終了までの間、施設の品質及び品格を保持し、劣化に伴う機能低下を防止して施設の安全性・機密性を確保し、施設の信頼性を高め、資産の効果的な活用を図るため、施設等の維持管理業務を行うこと。
 - ・ 安全衛生には十分な注意を払い、作業環境の保全につとめ、安全かつ安定的に施設等の運営を続けること。
 - ・ SPC は、各業務の実施に必要な構成員又は協力企業を選定の上、それらとの間で契約し、維持すること。
 - ・ 各業務における業務提供体制を構築し、継続的に維持すること。
 - ・ SPC は、供用開始前に、本要求水準書に定める要求水準の達成を前提として、各業務における業務実施計画書、仕様書、マニュアル等を整備し、市に提出すること。
 - ・ SPC は、供用開始前に、施設等を長期にわたり良好な状態に保つことを目的とした長期修繕計画を作成し市に提出するとともに、事業期間中には年に1回又は市の求めに応じて、実際の修繕工事実績と長期修繕計画の履行状況、必要に応じた計画の見直し等を市に報告すること。
 - ・ 供用開始に先立ち、構成員又は協力企業の社員を対象に各種教育・研修（必要な技能、接遇、モラル、緊急時（災害・事故等）の対応を含む。）、リハーサル等を実施すること。
 - ・ 事業期間中には年間維持管理業務計画書、業務日報及び業務報告書（月報）を作成し、年間維持業務計画書は年に1回、業務日報及び業務報告書（月報）は月に1回、又は市の要求に応じてこれを提出すること。

- ・ 施設等の機能を維持するために必要な措置を講じ、定期的に機能検査を行うこと。また、火葬炉設備は日常点検以外に、定期点検を実施し、機能状況、耐用の度合等について精密な検査を行うようにしなければならない。検査、点検の回数については提案すること。
- ・ 施設の保守管理に関する点検、検査その他の措置の記録を作成し、法令等の規定に従い、必要期間保存すること。
- ・ 事業期間終了時の建物（建築物、電気設備及び機械設備）及び火葬炉設備は、2年以内は性能要件を満たしながら運転できる状態にて引き渡すことを事業契約終了時の条件とする。
- ・ 本事業の事業期間終了前に、建物の大規模修繕を含む事業期間終了後の長期の維持管理計画について、その内容と金額等について提案すること。
- ・ 神奈川県広域火葬協議会において、業務調整を年2回実施すること。
- ・ 業務の実施にあたっては、地元の人材等の活用に配慮すること。
- ・ 維持管理に係る用語については次のとおりとする。

■運転・監視

設備機器を稼働させ、その状況を監視及び制御すること。

■点検

既存対象物の機能状態や減耗の程度等を予め定めた手順により調べること。

■保守

既存対象物の初期の性能及び機能を維持する目的で、周期的又は継続的に行う注油、小部品の取替え等の軽微な作業。

■経常的修繕

劣化した部位・部材又は機器の性能・機能を原状（初期の水準）又は実用上支障のない状態まで回復させる作業のうち、日常的に発生するもの又は不具合が生じた場合にその都度実施する応急的なもの。

■修繕

劣化した部位・部材又は機器の性能・機能を原状（初期の水準）又は実用上支障のない状態まで回復させること。ただし、保守、経常的修繕の範囲に含まれる作業を除く。

■更新

劣化した部位・部材や機器等を新しい物に取り替えること。

- ・ SPCは、本業務に関連する構成員又は協力企業をとりまとめ、調整し、コスト管理及び品質管理を行う統括機能を有すること。
- ・ 各業務を実施する構成員及び協力企業に対する監視、改善指示（セルフモニタリング）方法及び実施体制を定め、事業期間が終了するまで継続して維持すること。
- ・ また、セルフモニタリングの結果を受け、業務の実施手順や人員体制等次の内容について効率化・最適化及びサービスの視点から定期的に改善検討を行い、以降の業

務実施に反映させること。

- ・ 各業務の実施手順
 - ・ 各業務の実施に際しての人員体制
 - ・ 各業務の実施過程におけるチェック体制
 - ・ 業務全体を通じた適切な人員確保の方策
 - ・ 必要やむを得ない場合における協力企業の交替
 - ・ その他サービス水準の回復のために必要と認められる事項
- ・ なお、仕様書、マニュアル及びセルフモニタリングの手法等に関する書類は、市との協議の上、随時改訂を行うことができるものとする。

2 建築物保全業務

- ・ 施設の建築物の性能及び機能を維持し、本施設における公共サービスの提供その他の各種業務が安全かつ快適に行われるよう、施設の建物各部の点検、保守、経常的修繕を実施すること。
- ・ 本事業で市が要求する建築物保全業務のサービス水準を示す参考資料として、最新版建築保全業務共通仕様書（以下「建築保全業務共通仕様書」という。）を参照すること。
- ・ 建築保全業務共通仕様書に示された仕様によるものと同水準のサービスを第一の達成目標として作業仕様を策定することとし、建築保全業務共通仕様書に示された個々の仕様（点検の回数及び方法等）については、必ずしも遵守する必要はない。

3 建築設備保全業務

- ・ 施設の性能及び機能を維持し、公共サービスの提供その他の各種業務が安全かつ快適に行われるよう、本施設に設置される電気設備、機械設備、監視制御設備及び防災設備等について、適切な設備維持管理計画のもとに運転・監視、点検、保守、経常的修繕等を実施すること。
- ・ 本事業で市が要求する建築設備保全業務のサービス水準を示す参考資料として、建築保全業務共通仕様書の各章のなかで、自らが提案する施設の設備に対応する部分を参照すること。
- ・ 設備の運転・監視については、利用状況、利用時間、気候の変化、会葬者の快適さ等を考慮に入れて柔軟性のある運転監視業務計画を策定し、それに従って各種設備を適正な操作によって効率よく運転・監視すること。
- ・ 各設備の関係法令を遵守して適切な点検を実施するのに加え、上記の目的及び要求水準を満足するための設備点検計画を策定し、それに従って各種設備について定期的に点検・対応を行うこと。

4 建築物・建築設備修繕・更新業務

- ・ 施設の性能及び機能を維持し、公共サービスの提供その他の各種業務が安全かつ快適に行われるよう、本施設の建物について、長期修繕計画のもと事業期間中に必要となる全ての修繕、更新を SPC の負担において実施すること。
- ・ 平成 17 年版建築物のライフサイクルコスト（国土交通省大臣官房営繕部監修）（以下「建築物のライフサイクルコスト」という。）第 3 編データベース編精算用データベースにおいて、「屋根」、「外部」、「電力」、「空調」に区分されるもののうち「時間計画保全とすべき」又は「時間計画による保全が望ましい」とされているもので、「計画更新年数」が 20 年以下のものについては、事業期間の適切な時期に更新を実施すること。時期については、財政支出の平準化についても一定の配慮を行うものとする。
- ・ なお、「計画更新年数」が 20 年を超えるものについては、事業期間中に必ずしも更新を実施することを要しない。
- ・ 建築物のライフサイクルコスト第 3 編データベース編精算用データベースに記載のない部位・部材等については、当該部位・部材等に最も類似するものの「計画更新年数」を参考に適切に設定し、上記の規定に従うこと。

5 清掃業務

- ・ 施設及び敷地を美しく衛生的に保ち、本施設における公共サービスの提供その他の各種業務が快適な環境のもとで円滑に行われるようにするため清掃業務を実施すること。
- ・ 本事業で市が要求する清掃業務のサービス水準を示す参考資料として、建築保全業務共通仕様書を参照すること。ただし、建築保全業務共通仕様書に示された仕様によるものと同水準のサービス水準を達成目標として作業仕様を策定することとし、建築保全業務共通仕様書に示された個々の仕様（清掃箇所及び回数、清掃の方法、業務手続きの詳細規定等）については、必ずしも遵守する必要はない。
- ・ 本施設における各種業務及びサービスに支障のないよう配慮した作業計画を策定・実施すること。
- ・ 清掃業務によって収集した廃棄物は、適正な処理を行うこと。
- ・ 業務に使用する用具及び資材等は常に整理整頓に努めること。
- ・ 業務終了後は、各室の施錠確認、消灯及び火気の始末に努めること。
- ・ 全ての清掃作業担当者は、勤務時間中は職務にふさわしい制服を着用すること。
- ・ 業務に使用する資材・消耗品は、品質保証のあるもの（JIS マーク商品等）を可能な限り用いること。
- ・ 建物内外の仕上げ面及び備品等を適切な頻度・方法で清掃すること。
- ・ 仕上げ材の性質等を考慮しつつ、日常清掃、定期清掃及び特別清掃を適切に組み合

わせた作業計画を立案・実施し、建築保全業務共通仕様書に沿って作業を実施した場合と同等水準又はそれ以上の施設の美観と衛生性を保つこと。

6 植栽・外構維持管理業務

- ・ 進入路、駐車場及び車寄せ等外構施設の機能を維持し、公共サービスの提供その他の各種業務が安全かつ適切に行われるようにするため維持管理を実施すること。
- ・ 敷地内の緩衝緑地（既存林を含む）について、適切な荒廃防止策を講じること。
- ・ 本施設内における植栽を保護・育成・処理して、豊かで美しい環境を維持すること。
- ・ 植物の形状、生育状況及び植物の病害虫等に対する点検並びに剪定及び施肥等の手入れを適切な管理計画に沿って実施すること。管理計画を作成する際は、神奈川県農薬安全使用指導指針のほか関係法規等を遵守すること。
- ・ 本事業で市が要求する植栽・外構維持管理業務のサービス水準を示す参考資料として、建築保全業務共通仕様書を参照すること。ただし、建築保全業務共通仕様書に示された仕様によるものと同水準のサービス水準を達成目標として作業仕様を策定することとし、建築保全業務共通仕様書に示された個々の仕様（剪定箇所及び回数、水やりの方法、業務手続きの詳細規定等）については、必ずしも遵守する必要はない。
- ・ 本施設における各種業務及びサービスに支障のないよう配慮した作業計画を策定、実施すること。
- ・ 業務に使用する用具及び資材等は常に整理整頓に努め、特に薬品等は十分な管理を行うこと。
- ・ 業務終了後は、門扉等の施錠確認及び火気の始末に努めること。
- ・ 全ての剪定作業担当者は、勤務時間中は勤務にふさわしい制服を着用すること。

7 警備業務

- ・ 施設の秩序を維持し、火災、盗難、破壊等のあらゆる事故の発生を警戒・防止することにより、財産の保全と人身の安全を図り、本施設における各種業務の円滑な運営に寄与することを目的として施設の警備を行うこと。
- ・ 施設の利用時間を考慮し、建物内外の主な出入口及び扉の施錠を行うとともに、本件施設の鍵の収受・保管、及びその記録を行うこと。
- ・ 警備業務においては、機械警備を基本として必要に応じて人員警備も組み合わせて実施すること。
- ・ 人員警備にあたっては、施設の利用時間・用途・規模等を勘案して適切な巡回警備計画を立て、定期的に施設内を巡回して不審者・不審物及び施設内の異常の発見等に努めること。

- ・ 機械警備にあたっては、機械監視装置による不審者の発見及び排除等を行うこと。
- ・ 全ての警備担当者は、勤務時間中は職務にふさわしい制服を着用すること。
- ・ 駐車場エリアにおいて、自動車の交通整理及び誘導等を必要に応じて実施すること。

8 環境衛生管理業務

- ・ 感染症の遺体又は感染症の疑いのある遺体等の取扱いについては、安置及び火葬の方法及び体制、感染症拡大防止のための措置、感染症を防護する資材等の活用、感染症対策等を適切に実施すること。
- ・ 建築物における衛生的環境の確保に関する法律及び関係法令等に基づき、ゴキブリ、ダニ、その他の害虫やねずみ等の防除、空気環境の測定、貯水槽の清掃と水質管理、排水施設の清掃と補修を実施すること。
- ・ 本事業で市が要求する環境衛生管理業務のサービス水準を示す参考資料として、建築保全業務共通仕様書を参照すること。ただし、建築保全業務共通仕様書に示された仕様によるものと同水準のサービス水準を達成目標として作業仕様を策定することとし、建築保全業務共通仕様書に示された個々の仕様（害虫駆除箇所及び回数、駆除の方法、業務手続きの詳細規定等）については、必ずしも遵守する必要はない。
- ・ 害虫駆除に際しての噴霧法、散布法その他の有効と認められる駆除方法を SPC の選択により採用すること。
- ・ 駆除作業は専門技術者の指導のもとに行うこと。
- ・ 本施設における各種業務及びサービスに支障のないよう配慮した作業計画を策定・実施すること。
- ・ 業務に使用する用具及び資材等は常に整理整頓に努め、特に薬品等は十分な管理を行うこと。
- ・ 業務の実施に必要な電気及び水道は、計画的な節約に努めること。
- ・ 業務終了後は、各室の施錠確認、消灯及び火気の始末に努めること。
- ・ 全ての作業担当者は、勤務時間中は職務にふさわしい制服を着用すること。

9 火葬炉保守管理業務

(1) 業務の実施

- ・ 基本要件に定めた計画書に加え、毎事業年度の開始前に、次の項目を含む、火葬炉設備維持管理業務年間計画書を作成し、実施すること。
 運転・監視業務
 点検（日常・定期）業務
 保守・経常的修繕業務
 修繕・更新業務
- ・ 修繕及び更新が必要な場合は、迅速に調査・診断を行い、SPC の負担において実施す

ること。

- SPC は、日常点検業務の結果を毎月 1 回、運転・監視業務の結果を 3 ヶ月に 1 回、定期点検・保守・経常的修繕・修繕・更新業務の結果を少なくとも年 1 回、市に報告すること。
- SPC は排ガスの大気物質、法定悪臭物質、臭気、飛灰、騒音、振動、ダイオキシン等を測定し、第 2. 14. (2) に示す公害防止に係る基準の遵守を確認した上で、その結果を年 1 回、又は市の要求に応じて市に報告すること。なお、排ガス及び悪臭に関する性能試験は、排気 1 系統毎に運転時に実施することとし、測定対象の炉についてはその都度市と協議すること。騒音及び振動については、計画上の最大炉数運転時に実施すること。

(2) 設備管理記録の作成及び保管

- 設備の運転、点検及び修繕・更新等の記録として、次のものを作成すること。
- 火葬炉運転日誌（居住地・性別その他属性別火葬件数、燃焼監視記録、火葬炉設備に関わる備品・消耗品の使用状況等を記録する）
- 点検記録（燃料供給設備、動力設備、燃焼設備、駆動設備、炉体、排ガス処理設備、電気計装設備、運転・支援システム、附帯設備（燃料供給設備を除く）の点検表）
- 整備・事故記録（定期点検、測定、整備、事故、故障の記録）
- 火葬炉運転日誌及び点検記録は 3 年以上、整備・事故記録は、事業期間中保管すること。
- 火葬炉運転日誌、点検記録、整備・事故記録は、最終的に電子データとして整備し、年 1 回、又は市の要求に応じて市に提出すること。

(3) 異常発見時の報告

- SPC は、運転・監視及び定期点検等により、異常が発見された場合には、速やかに市に報告するとともに必要な対応策を講じること。

10 備品等管理業務

- 斎場内各施設で使用される備品について、備品台帳を作成し、備品の補充及び管理を確実にすること。
- 必要な品目や予備品の数量については民間事業者提案とする。

11 残骨灰及び集じん灰の管理及び処理業務

- 残骨灰については、墓地、埋葬等に関する法律の趣旨に則り適切に管理すること。
- 集じん灰については、残骨灰と分別し適切に管理すること。
- 灰の搬出、最終処分は SPC の責任によって適切な方法により実施すること。

12 エネルギーマネジメント業務

次に示す創エネ、蓄エネ、省エネの観点から、斎場全体のエネルギーマネジメント業務について提案すること。

- ・ 省エネに配慮した設備、機器の導入を検討すること。
- ・ 斎場全体のエネルギー管理が実施可能なエネルギーマネジメントシステムの導入を検討すること。
- ・ 災害発生時に使用予定の自家発電装置を活用したエネルギーマネジメントを検討すること。
- ・ 太陽光発電等の自然エネルギーによる発電及び蓄電池等の導入を検討すること。
- ・ 採光、通風、雨水等の自然エネルギーの活用を検討すること。
- ・ 本事業の維持管理・運営に係る光熱水費（電気、水道、燃料、白灯油等）は SPC が供給者と契約し、使用料の実質を市が SPC に支払うことを考えている。SPC は、供給者との契約に当たり、事前に供給者及び価格、契約プラン等について、市の承諾を得ること。
- ・ なお、自動販売機及び売店運営に要する光熱水費は、SPC の負担とする。
- ・ SPC は、毎月の使用量を整理し、「使用量報告書」として市に提出すること。

13 その他本施設の維持管理に必要な業務

- ・ SPC は、その他本施設の維持管理に必要な業務を実施すること。

第5 運營業務に関する要求水準

1 総則

本業務の範囲は次のとおりとする。

- ・ 施設の運営時間、利用料金
 - ・ 斎場運営システム調達及び運用業務
 - ・ 予約受付業務
 - ・ 会葬者受付業務（玄関業務）
 - ・ 告別業務
 - ・ 炉前業務
 - ・ 火葬炉運転業務
 - ・ 待合室提供業務
 - ・ 収骨業務
 - ・ 売店運営業務
 - ・ 庶務業務
 - ・ 料金徴収代行業務
 - ・ その他本施設の運営に必要な業務
-
- ・ SPC は、募集要項等に記載された施設等に関する各種の要件を満足し、大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、悪臭等の公害発生を防止するとともに、二次公害を発生させないように適正な施設等の運営を行わなければならない。
 - ・ SPC は、施設等を適切に運営するための人員を確保し、施設の運営に当たること。
 - ・ 施設運営のための人員には、適切な資格を有した者が含まれるものとし、SPC は、必要に応じてその必要人数を責任もって確保すること。
 - ・ SPC は、施設等の運営に際して、労働災害保険、第三者損害賠償保険等の必要な保険に加入するものとする。
 - ・ なお、保険契約の内容及び保険証書の内容については、市の確認を得るものとする。
 - ・ 災害及び事故発生時の避難誘導マニュアルを作成し、定期的に従業員に周知し、利用者の安全確保に努めること。
 - ・ 1日当たりの火葬数は適切に設定することとし、業務が集中した場合も円滑に運営できるように施設の運営を行うこと。
 - ・ 従業員の確保にあたっては、地元雇用に配慮すること。
 - ・ 必要な用具資材及び消耗品類は可能な限り市内の業者から購入すること。
 - ・ 霊きゅう車等の路上駐車が発生しないよう葬祭業者と連携を図ること。
 - ・ 会葬に伴う施設内での放送音等が近隣住民に聞こえにくいよう配慮すること。
 - ・ SPC の職員及び関係者が、会葬者、葬祭業者等から心づけを受領することはかたく禁じる。心づけは、金銭のみでなく中元歳暮等、物品も含む。

- ・ 会葬者の心情に配慮した運営を行うこと。
- ・ SPC は、供用開始前に、本要求水準書に定める要求水準の達成を前提として、各業務における業務実施計画書、仕様書、マニュアル等を整備し、市に提出すること。
- ・ 供用開始に先立ち、SPC は市との各種調整、構成員又は協力企業の社員を対象に各種教育・研修（必要な技能、接遇、モラル、緊急時の対応を含む。）、リハーサル等を実施すること。
- ・ SPC は、本業務に関連する構成員又は協力企業をとりまとめ、調整し、コスト管理及び品質管理を行う統括機能を有すること。
- ・ 各業務を実施する構成員及び協力企業に対する監視、改善指示（セルフモニタリング）方法及び実施体制を定め、事業期間が終了するまで継続して維持すること。
- ・ また、セルフモニタリングの結果を受け、業務の実施手順や人員体制等次の内容について効率化・最適化及びサービスの視点から定期的に改善検討を行い、以降の業務実施に反映させること。
 - ・ 各業務の実施手順
 - ・ 各業務の実施に際しての人員体制
 - ・ 各業務の実施過程におけるチェック体制
 - ・ 業務全体を通じた適切な人員確保の方策
 - ・ 必要やむを得ない場合における協力企業の交替
 - ・ その他サービス水準の回復のために必要と認められる事項
- ・ なお、仕様書、マニュアル及びセルフモニタリングの手法等に係る書類は、市との協議の上、随時改訂を行うことができるものとする。

2 施設の運営時間、利用料金

(1) 年間稼働日数

施設等の年間稼働日数は、火葬需要、職員の待遇や施設の管理等を考慮したものとすること。

(2) 休業日

斎場の定期休業日は、1月1日から1月3日とする。友引は、休業とする。ただし、需要動向等にあわせて、市と協議すること。

(3) 営業時間

営業受付時間は8時30分から17時00分までを基本とする。

(4) 利用料金

別途、市の条例で定める。

3 斎場運営システム調達及び運用業務

斎場の予約受付と斎場の運営を支援するシステムを調達し、運営する。

なお、現在の予約受付及び各種許可証発行手続きの詳細は、募集要項公表時において示す。

(1) 予約の受付

- ・ 予約受付の対象施設は、火葬炉、待合室とし、予約を受付できるシステムを調達すること。
- ・ システムは、インターネットを利用し、パソコン端末等から 24 時間予約可能なものとし、SPC が一元的に管理できるシステムとすること。
- ・ 予約状況について、SPC が管理するホームページ上で公開する等、会葬者の利便性に配慮したシステムとすること。

(2) 運営

- ・ 予約状況、当日の受付情報、炉の稼働状況、ホール、告別収骨室、待合室等の斎場の空き情報等を統合的に活用するシステムを調達すること。
- ・ 上記情報を斎場内各所に速やかに表示し、会葬者及び職員に提供できるようにすること。

4 予約受付業務

- ・ 予約受付システムを活用し、会葬者からの予約を受付け、管理すること。
- ・ 葬斎業者等からの予約については 24 時間受け付けること。
- ・ 予約状況確認については 24 時間対応とすること。
- ・ 会葬者受付業務で知り得た個人情報の管理を十分徹底すること。

5 会葬者受付業務（玄関業務）

- ・ 霊きゅう車や会葬者等の車両の適切な誘導を行い、安全に十分配慮すること。
- ・ 霊きゅう車等の到着時に受付での手続きを誘導すること。
- ・ 会葬者から、埋火葬許可証、斎場使用申請書を受け取り、内容を確認すること。
- ・ 予約簿と照合し、確認できたら斎場使用許可証を発行し、使用料を徴収すること。
- ・ 火葬後に火葬許可証への押印を行い、会葬者へ返却すること。
- ・ 分骨証明書等の発行依頼があった場合にはそれに応じること。

6 告別業務

- ・ 喪主及び遺族関係者に対し告別の案内をすること。
- ・ 告別の間は円滑な進行が行えるよう協力すること。

7 炉前業務

- ・ 会葬者が交錯しないように務め、特に集中日には適切な職員の配置に努めること。
- ・ 焼骨の取り違え事故が発生しないように対策を講じること。
- ・ 納炉時等の遺族関係者の安全について配慮すること。
- ・ 告別室から火葬炉の前へ棺を移動し、喪主に名前の確認をした後、納炉すること。

8 火葬炉運転業務

- ・ SPC は火葬炉の取扱説明書、事前に作成した火葬炉運転マニュアルに従って火葬を行うこと。
- ・ SPC は、適切な焼骨の状態になるまで、火葬を行うこと。適切な焼骨の状態とは、遺体や副葬品の状態に合わせ、焼骨がある程度まとまった形で遺族の目に触れられる状態になるようにすることを示す。なお、副葬品の残さは SPC の判断で除去することなく出炉すること。
- ・ 機器故障等が発生しないよう、日ごろから点検保守に努めなければならない。万が一、火葬中に機器トラブルが発生した場合には、原因追跡を行い、安全を最優先した上で火葬の続行・完了に最大限の努力をしなければならない。
- ・ 火葬炉の運転にあたっては、環境保全に配慮し、排ガス中の有害物質に関して、関連法規を遵守した上で、さらに一層の削減に努力すること。
- ・ 炉室業務は本件施設の会葬者の目には触れないと考えられるが、SPC は、遺族の気持ちや遺体の尊厳に配慮しながら炉室業務を行うこと。

9 待合室提供業務

- ・ 炉前から遺族等を待合室へ誘導すること。
- ・ 待合室で火葬終了の予定時刻及び館内の利用方法等について簡潔に説明を行うこと。
- ・ SPC は、会葬者が快適な待ち時間を過ごすことができるように、待合室の床貸しや給茶用具の貸出し等設備貸与に関する業務を実施すること。
- ・ 火葬終了後、喪主の炉前への誘導、遺族関係者の収骨スペースへの誘導を行うこと。
- ・ 会葬者、葬祭業者等、施設見学者、職員、その他市が認めた者以外の者に対して、待合室を提供してはならない。

10 収骨業務

- ・ 焼骨の出炉、収骨室への移動を行うこと。
- ・ 収骨室にて、喪主及び遺族関係者に対して収骨の方法を説明すること。収骨作業の手伝いを行うこと。
- ・ 副葬品の残さについては、喪主及び遺族関係者の同意を得た上で、廃棄物として処

理すること。

- ・ 収骨終了後、喪主及び遺族関係者の収骨室からの退出を誘導すること。
- ・ 喪主及び遺族関係者の退出後、収骨室の清掃を行うこと。
- ・ 喪主及び遺族関係者に配慮しつつ、収骨時間の短縮化を図ること。
- ・ 出炉の方法等について、遺族関係者の安全に配慮すること。

11 売店（自動販売機）運營業務

- ・ 施設内に整備される売店の運用に関して、施設の円滑な運用を妨げないよう十分配慮した業務計画を提案すること。飲料、菓子、その他会葬者が必要な物品の販売するコーナーを設けること。なお販売方法等は民間事業者提案とする。
- ・ 販売品やサービスの内容については、会葬者の心情や利便性に配慮し、随時見直しを行うこと。
- ・ 適正なサービス水準を維持する範囲において、本業務に係る物品及び役務は地元から調達するよう配慮すること。
- ・ 売上金は SPC に帰属するものとする。

12 庶務業務

(1) 勤務管理

- ・ SPC は、職員の勤務計画を立案し、職員業務内容の監督を行うこと。
- ・ SPC は、本件施設でのサービスの質が、施設内で働く職員の能力、意欲に依拠する部分が大きいことをよく認識し、対応マニュアルを作成するとともに、定期的に職員教育・研修を実施すること。

(2) 庶務・広報業務

- ・ SPC は、日常業務に関する電話等への応対、消耗品の補充等、SPC の判断において斎場運営に必要な庶務業務を行うこと。
- ・ SPC は施設の PR 及び情報提供のために、住民、見学者及び会葬者に対し、施設案内資料（パンフレット等）の作成及び配布、施設ホームページの作成及び運用その他の応対を行うこと。

(3) 各種資料の作成・保管及び閲覧

- ・ SPC は、墓地、埋葬等に関する法律第 15 条において火葬場の管理者に施設への備えつけが求められている図面、資料等を、本件施設に備えつけるものとする。また、SPC は、市が必要とする時に、それらの記録を提出しなければならない。
- ・ SPC は、火葬を求めた者その他死者に関係ある者の請求があったときは、火葬場に備えつけが求められている図面、帳簿又は資料等を閲覧に提供すること。

- ・ SPC は、墓地、埋葬等に関する法律において火葬場の管理者に作成が求められている資料を作成すること。また、SPC は、市が必要とする時に、それらの記録を提出すること。

13 料金徴収代行業務

- ・ 当施設の使用料について、条例により定めた金額を、会葬者より窓口において徴収すること。
- ・ 徴収した使用料は、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条に規定する歳入の徴収又は、収納の委託に係る規定及び市会計規則等に従った取扱いをするものとし、SPC は市が指定する金融機関に払い込むものとする。
- ・ 料金徴収業務を SPC の構成員又は協力企業以外の第三者に委託することはできない。

14 その他本施設の運営に必要な業務

(1) 死産児及び肢体の一部、胞衣・汚物の受付・火葬

- ・ 死産児及び肢体の一部、胞衣・汚物の火葬利用の受付を行うこと。受付方法並びに火葬炉使用時間は民間事業者提案とする。
- ・ 会葬者が来場した際には予約を確認し、市の条例に基づいて、会葬者から使用料金等を徴収すること。
- ・ 業務の実施にあたっては、会葬者の心情に配慮したサービスを心がけること。

(2) 引き取りを希望しない焼骨について

- ・ 火葬許可申請者が引き取りを希望しない焼骨については、残骨灰とともに適正に処理すること。

第6 現斎場の解体及び撤去業務に関する要求水準

1 総則

本業務の範囲は次のとおりとする。

- ・ 現斎場の解体業務
 - ・ 廃棄物の処分業務
 - ・ 跡地整備業務
 - ・ その他現斎場の解体に必要な業務
-
- ・ 新斎場の供用開始後（平成30年4月以降）に現斎場は解体、撤去すること。撤去工事は外構等整備を含めて平成30年末までに完了すること。
 - ・ 新斎場建設に支障のある現斎場の部分を先行して解体することも可能とする。その場合、斎場の運営に必要な仮設建物の建設等の対応を行うこととする。

2 現斎場の概要

現斎場の概要は次のとおり。

表10 現斎場の概要

項目	概要
敷地位置	小田原市久野 3664-8
開設年	昭和47年1月
施設	本館 369.36 m ² 待合棟 981.43 m ² 渡り廊下（鉄骨造折板葺）70.23 m ² 管理人棟 99.22 m ²
構造	RC造
階数	待合棟及び管理人棟は2階。その他は平屋建て。
炉数	火葬炉6基

3 現斎場の解体業務

- ・ 解体計画にあたっては、現斎場の竣工図書及び市が実施したアスベスト調査結果を確認し、予め現地にて使用材料等の調査を行って施工計画書及びリサイクル計画書を作成すること。
- ・ 解体工事实施にあたっては、新斎場の運営に支障をきたさないよう、充分配慮するとともに、第2.4に示す施設整備業務要求水準の工事に関する要件を満たすこと。特に周辺環境の保全には留意すること。
- ・ 作業にあたっては、平成13年4月25日付け基発第401号「廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策について」に示される「廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱」等を参考に、ダイオキシン類の拡散防

止に努めること。

- ・ 基礎の撤去は必要十分な深さまで全面行うこと。また、撤去状況を工事記録として残すこと。

4 廃棄物の処分業務

- ・ 解体によって搬出される廃棄物は、関係法令等を遵守して適正に処理すること。

5 跡地整備業務

- ・ 現斎場解体後の跡地は適切に整備し、SPCによる完成検査及び市による完成確認を行ったのちに、平成30年12月末までに市に引き渡すこと。

6 その他現斎場解体に必要な業務

- ・ 本事業を実施するに当たり、本要求水準書及び事業契約書で示す内容を満たす上で、その他に現斎場解体に必要な業務がある場合は、本事業実施に支障がないよう、適切に実施すること。

【別添資料】火葬炉設備の要件詳細

1. 主要項目

(1) 火葬炉設備の運転管理

運転管理は、中央集中管理制御方式とし、燃焼や排ガス状況等の監視及び制御も行うものとする。また、運転及び監視並びに公害の防止に必要なデータ処理と記録を行うこと。

(2) その他の条件

ア 安全対策

- ・ 日常の運転について危険防止及び操作ミス防止のため、各種インターロック装置を設け、非常時の場合、各装置が全て安全側へ作動するようエマージェンシー回路を設けるものとする。
- ・ 従事職員の安全、事故防止には十分配慮すること。
- ・ 従事職員の火傷防止のため、機器類、配管類の表面温度が、50℃以下になるよう保温（断熱）工事を行うものとする。
- ・ 炉作業室内温度は30℃以下、炉機械室内温度も30℃以下になるように計画すること。

イ 機器配置等

- ・ 維持管理が容易な構造、配置とし、作業及びメンテナンススペースを確保すること。
- ・ 機器配置はオーバーホール時を考慮して設計すること。

ウ 非常時の運転

- ・ 停電時には、発電設備からの電力供給を受けるシステムとすること。
- ・ 停電時においては、全火葬炉を同一時間帯に強制排気で運転すること。この際においても公害防止基準を遵守すること。
- ・ 発電設備の容量は、上記条件及び他の斎場設備の運転条件を考慮して決定すること。
- ・ 天災時における火葬炉への燃料供給方法についても考慮するものとし、代替燃料の種類やその量及び備蓄方法等は、民間事業者の提案とする。

2. 材料及び機器

(1) 基本的事項

使用材料及び機器は、全てそれぞれの用途に適合した欠陥のない製品で、かつ、全て新品とし、日本工業規格（JIS）、電気規格調査会標準規格（JEC）、日本電気工業会規格（JEM）に規格が定められているものは、これらの規格品を使用しなければならないほか、次に掲げる項目を満足する材料及び機器とすること。

- ・ 高温部に使用される材料は、耐熱性に優れたもの。

- ・ 腐食性環境で使用する材料は、耐蝕性に優れたもの。
- ・ 磨耗の恐れのある環境で使用する材料は、耐磨耗性に優れたもの。
- ・ 屋外で使用されるものは、対候性に優れたもの。
- ・ 会葬者の目に付く材料は衛生に配慮し、耐洗浄性に優れたもの。

なお、使用材料及び機器は、過去の実績、公的機関の試験成績等を十分検討の上、選定すること。また、できる限り汎用品を用いるものとする。

(2) 機器メーカーの選定

本設備に使用する材料及び機器は、全て SPC の判断により選定すること。

3. 排ガス等検査及び保証事項

(1) 排ガス等検査

SPC は、着工前、竣工時及び施設供用開始後は各年 1 回、次の条件で排ガス等検査を行い、その結果を排ガス等検査報告書として提出すること。

- ・ 排ガス等検査における性能保証事項等の計測及び分析の依頼先は、法的資格を有する第三者機関とすること。
- ・ 大気汚染に係る排ガス等検査は、供用開始後直ちに、全排気系列について実施し、翌年度以降は市が指定する 1 排気系列連続運転で 2 系列実施すること。また、騒音及び振動に係る排ガス等検査は、竣工時の全炉運転時に実施すること。
- ・ 排ガス等検査の実施時期については、市が指定するものとする。
- ・ SPC は、排ガス等検査によって公害防止基準を上回る排気ガスの排出が確認された場合には、速やかに市に報告を行うとともに、予約状況等を勘案の上、該当する排気系列の炉の運転を停止し、自らの責任と費用において改善策を講じること。なお、他の炉の改善策の実施や運転再開については、市と協議の上決定すること。

(2) 保証事項

ア 責任施工

SPC の責任により、本設備の性能及び機能が発揮され、かつ保証されなければならない。

イ 保証内容

- ・ 事業期間中は、全ての機器の性能及び能力を保証するものとする。
- ・ 保証期間中に生じた設計、施工及び材料並びに構造上の欠陥による全ての破損及び故障等は、SPC の負担により速やかに補修、改造又は交換すること。（ただし、災害時の緊急対応については市と協議の上、判断する。）

4. 機械設備工事仕様

(1) 共通事項

- ・ 設備の保全及び日常点検に必要な歩廊、階段、棚、手摺及び架台等を適切な場所に設けるものとし、作業能率及び安全性を十分考慮した構造とすること。
- ・ 機器配置の際は、点検、整備、修理等の作業が安全に行えるよう、周囲に十分な空間と通路を確保すること。
- ・ 高所に点検等の対象となる部分のある設備では、作業にあたって必要な安全策を講じること。
- ・ 騒音及び振動を発生する機器は、防音防振対策を講じること。
- ・ 回転部分、運転部分及び突起部分には保護カバーを設けること。
- ・ 電動機は、用途に応じた構造形式及び使用環境に適した保護形式のものとする。

(2) 歩廊、作業床、階段工事

- ・ 通路は段差を設けないものとし、障害物が避けられない場合は踏み台等を設けること。
- ・ 必要に応じて手摺及びガードを設ける等転落防止策を講じること。
- ・ 歩廊は、原則として行き止まりにしないこと。(2方向避難の確保)

(3) 配管工事

- ・ 使用材料及び口径は、使用目的に最適な仕様のものを選定すること。
- ・ 建築物の貫通部及び配管支持材は、美観を損なわないよう留意すること。
- ・ 耐震性を考慮すること。
- ・ バルブ類は、定常時の設定（「常時開」等）を明示すること。

(4) 保温及び断熱工事

- ・ 仕様箇所に適した材料を選定すること。
- ・ 高温となる機器類は、断熱被覆及び危険表示等の必要な措置を講じること。
- ・ ケーシング表面温度は、50℃以下となるよう施工すること。

(5) 塗装工事

- ・ 機材及び装置は原則として現場搬入前に錆止め塗装をしておくこと。
- ・ 塗装部は、汚れや付着物の除去、化学処理等の素地調整を十分行うこと。
- ・ 塗装材は、塗装箇所に応じ耐熱性、耐蝕性及び耐候性等を考慮すること。
- ・ 塗装仕上げは原則として錆止め補修後、中塗り1回、上塗り2回とすること。

- ・ 配管は、各流体別に色分けし、流体名と流動方向を表示すること。

(6) その他

- ・ 火葬業務に支障が生じないように、自動操作の機器類は手動操作への切替えができるものとする。
- ・ 火葬中の停電時においても、安全かつ迅速に機器の復旧ができること。
- ・ 将来の火葬炉の更新を考慮した機器配置とすること。
- ・ 地震に対し、人の安全や施設機能の確保が図られるよう施工すること。
- ・ 設備の運転管理に必要な点検口、試験口及び掃除口を適切な場所に設けること。
- ・ 機器類は、原則として本体に機器名を表示すること。

5. 燃焼設備

(1) 主燃焼炉

- ・ ケーシングは鋼板製とし、極力隙間から外気の進入がない構造とすること。
- ・ 炉の構造は、棺の収容、焼骨の取り出しが容易で、耐熱性及び気密性を十分保てるものとし、運転操作性、燃焼効率がよいもので維持管理面を考慮すること。
- ・ 炉の構造材は、使用箇所に応じた特性及び十分な耐久性を有するものとする。
- ・ 炉内圧力は、経済性を含め、運転に支障のないものとする。
- ・ 炉内温度は 800℃以上とすること。

(2) 断熱扉

- ・ 堅牢で開閉操作が容易であり、かつ断熱性、気密性が維持できる構造とすること。
- ・ 開閉装置故障の際には手動で開閉できるものとする。

(3) 炉内構造

- ・ 棺の収容、焼骨の取り出しが容易で、運転操作性、燃焼効率がよいものとする。
- ・ 十分な耐久性を有し、汚汁の浸透による臭気発散がない構造とすること。
- ・ 機械的な構造物については、故障時においても手動に切替えて運転が可能な方式とすること。
- ・ 主燃焼炉内への空気の進入を極力防止できる構造とすること。

(4) 再燃焼炉

- ・ 火葬効率がよく、ばい煙、臭気の除去に必要な滞留時間と燃焼温度を有すること。
- ・ 火葬開始時から、ばい煙、臭気成分の除去に必要な性能を有すること。
- ・ 混合、攪拌燃焼が効果的に行われる炉内構造とすること。
- ・ 最大排ガス時（主燃焼炉排ガス量＋再燃焼炉発生ガス量）において 1.0 秒以上の滞留時間を確保できるとともに、混合攪拌が効果的に行われる構造とすること。
- ・ 炉内圧力は、経済性を含め、運転に支障のないものとする。
- ・ 炉内温度は 800℃以上とすること。

(5) 燃焼装置

ア 主燃焼炉用バーナ

- ・ 火葬に適した性能を有し、安全確実な着火と安定した燃焼ができること。
- ・ 低騒音で安全性が高いこと。
- ・ 燃焼効率が良く、燃費に優れたものとする。

イ 再燃焼炉用バーナ

- ・ 炉の温度制御ができ、排ガスとの混合接触が十分に行えること。
- ・ 安全確実な着火と安定した燃焼ができること。
- ・ 低騒音で安全性が高いこと。
- ・ 燃焼量の調整が可能なものとする。
- ・ 燃焼効率が良く、燃費に優れたものとする。

ウ 燃焼用空気送風機

- ・ 容量は、実運転に支障がない安定した制御ができるものとする。
- ・ 低騒音及び低振動のものとする。

6. 通風設備

(1) 排風機

- ・ 容量は、実運転に支障がないよう風量及び風圧に余裕を持たせること。
- ・ 排ガスに対して耐熱性、耐蝕性を有するものとする。
- ・ 低騒音及び低振動のものとする。

(2) 炉内圧制御装置

- ・ 炉内圧力の変動に対する応答が早く、安定した制御ができるものとする。
- ・ 炉内を適切な負圧に維持できるものとする。
- ・ 炉内圧力の制御は、炉毎に単独で行うこと。

- ・ 高温部で使用する部材については、十分な耐久性を有する材質のものを選定すること。
- ・ 点検、補修及び交換が容易にできるよう考慮すること。

(3) 煙道

- ・ 冷却装置、集塵装置及び排気筒を除く排ガスの通路とすること。
- ・ ダストの堆積がない構造とすること。
- ・ 内部の点検及び補修がしやすい構造とし、適所に点検口を設けること。
- ・ 熱による伸縮を考慮すること。

(4) 排気筒

- ・ 騒音発生の防止と排ガスの大気拡散を考慮し、適切な排出速度とすること。
- ・ 耐震性、耐蝕性及び耐熱性を有し、雨水等の進入防止にも考慮した構造とすること。
- ・ 排ガス及び臭気の測定作業を安全に行える位置に測定口を設けること。

7. 排ガス冷却設備

(1) 排ガス冷却器

- ・ 再燃焼炉から排出される高温ガスを降温できる構造とすること。
- ・ 耐熱性、耐蝕性にすぐれた材質とすること。
- ・ 温度制御方式は、自動制御できるものとすること。
- ・ ガス温度は冷却出口で 200℃未満とすること。

8. 排ガス処理設備

(1) 集塵装置

- ・ 排ガスが偏流しない構造とすること。
- ・ 排ガス基準を遵守するため、バグフィルター等の集じん装置を設置すること。
- ・ 排ガスの結露による腐食やダストの固着が生じない材質及び構造とすること。
- ・ 捕集したダストは、自動吸引装置による自動排出とすること。
- ・ バイパスダクトを設けるものとする。なお、バイパスは集塵装置の保護用及び排風機故障時の排気用の 2 経路を設けるものとし、要所に切替え機構を設置すること。また、隣接系列への切替え運用にも配慮すること。
- ・ 処理ガス量は、実運転に支障がないよう余裕をとること。
- ・ 設計ガス温度は、200℃未満とすること。
- ・ 設計出口塵量は、0.01 g / m³N 以下とすること。

9. 附帯設備

(1) 前室

- ・ 会葬者の目に触れる部分は、尊厳性を損なわない材質とすること。
- ・ 遮音、断熱を考慮した構造とすること。
- ・ 炉内の清掃が容易にできる構造とすること。

(2) 炉前化粧扉

- ・ 遮音、断熱を考慮した構造とすること。
- ・ 開閉操作は炉前操作盤にて行い、手動開閉も可能であること。

(3) 残骨灰等処理設備

- ・ 吸引設備は残骨灰用、集じん灰用を設けること。
- ・ 吸引装置は、各系列とも複数箇所を同時吸引できる能力を有すること。
- ・ 吸引装置は、低騒音のものとする。
- ・ 焼骨粉碎機を設けること。(散骨希望及び残骨灰の処理に対応する。)
- ・ 容量は、実運転に支障がないものとする。

(4) 棺運搬車

- ・ 棺を霊きゅう車から告別する場所及び炉前まで運搬し、さらに前室内に安置するための専用台車とすること。
- ・ 電動走行式とするが、手動に切替えができるものとする。
- ・ バッテリーは、一日の通常作業に支障がない容量とすること。

10. 電気計装設備工事仕様

(1) 計画概要

- ・ 運転管理は監視室で行うものとし、プロセス監視に必要な機器、表示器、警報装置を具備すること。
- ・ 火葬炉設備で使用する電源は、動力用は三相 200V (50Hz)、制御用は単相 100V (50Hz) とすること。
- ・ 火葬炉設備の更新等を考慮すること。

(2) 電気設備

- ・ 配線は、エコ・ケーブルを使用すること。また、耐熱ケーブル等、目的及び使用環境に適したものを使用すること。
- ・ 電線管は、原則として金属管とすること。
- ・ ケーブル配線には、必要に応じ、ケーブルラックを使用すること。

- ・ 使用機器は、極力汎用品から選択するとともに、同メーカー製品に統一すること。
- ・ 盤類は搬入を十分考慮した形状及び寸法とすること。
- ・ 盤類は原則として防塵構造とすること。
- ・ 計装項目は、計装制御一覧（別表 1）の内容を参考とすること。

ア 動力制御盤

形 式 : 鋼板製自立閉鎖型
 内蔵機器 : 火葬炉設備動力用機器一式

イ 火葬炉現場操作盤

形 式 : 鋼板製自立閉鎖型及び壁掛型
 (タッチパネル方式とし、全てのデータや機器の状態が表示されるとともに、機器の手動動作が行えること)
 内蔵機器 : 火葬炉現場操作機器一式

ウ 中央監視装置

火葬炉設備の運転状態を火葬炉の系統別に集中監視できるものとする。また、炉毎の機器の手動運転も中央監視装置により行えるものとする。

形 式 : 液晶、又はその性能と同等以上のディスプレイ機器（カラー）
 数 量 : 各炉の運転状態の監視等同時に可能な台数とする。
 主要機能 : 火葬炉運転状態表示機能
 火葬炉運転制御機能
 日報、月報及び年報作成機能
 プロセスデータの収集、記録、分析、保存機能（炉内温度、圧力、一酸化炭素濃度及び酸素濃度）
 パラメータの記録トレンド表示機能（同上）
 遠隔操作機能
 その他 : 無停電電源装置
 レーザープリンターその他必要なもの

(3) 計装制御設備

- ・ 火葬炉の安定した運転及び制御に必要な計装制御機器を設けること。
- ・ 原則として火葬炉の運転及び制御は炉操作盤で行うこととするが、中央監視室でも監視や各種記録の他、機器遠隔操作ができるものとし、計装制御項目は、別表 1 の内容を参考とすること。

(4) その他

- ・ 保守点検工具、予備品及び消耗品は、運営期間中に必要な数量をランニング

コストに支障のないように備えておくこと。

別表1 計装制御一覧

区分 計装制御名称	数量	単位	制御方式		中央監視制御盤				炉・現場操作盤		
			自動	手動	表示 指示	操作	記録	警報	表示 指示	操作	警報
バーナ火炎監視	(提案)	組	○		○			○	○		○
主燃焼炉温度	〃	組	○	○	○			○	○	○	○
再燃焼炉温度	〃	組	○	○	○			○	○	○	○
炉内圧力	〃	組	○	○	○			○	○	○	○
排ガス冷却器出口温度	〃	組	○	○	○	○		○	○		○
酸素濃度	〃	組	○		○		○	○	○		○
ガス圧	〃	組	○		○			○	○		○
ガス緊急遮断（各炉）	〃	組	○	○	○	○		○	○	○	○
排煙濃度	〃	組	○		○			○	○		○
残灰吸引圧	〃	組	○	○	○			○	○	○	○
飛灰吸引圧	〃	組	○	○	○			○	○	○	○
燃料ガス流量（総量）	〃	組			○		○				
稼動時間（炉毎）	〃	組			○		○				
運転状態	〃	組			○				○		
地震時ガス遮断装置	〃	組	○		○			○	○		○
緊急停止	〃	組	○	○	○	○		○	○	○	○
断熱扉開閉	〃	組	○	○	○			○	○	○	○
炉内構造移動	〃	組	○	○	○			○	○	○	○
集塵機逆洗装置	〃	組	○	○	○	○		○	○	○	○
集塵機加温装置	〃	組	○	○	○	○		○	○	○	○
集塵機用空気圧縮機	〃	組	○	○	○			○	○	○	○
集塵機バイパス機構	〃	組	○	○	○	○		○	○	○	○
2次空気量調節機構	〃	組	○	○	○			○	○	○	○
冷却用送風機	〃	組	○	○	○	○		○	○	○	○
排風機	〃	組	○	○	○	○		○	○	○	○
炉使用回数（炉毎）	〃	組			○		○				
一酸化炭素濃度・酸素濃度	〃	組	○		○		○	○	○		○

※民間事業者提案による数量は初年度に設置する数量及び、増設する場合の年度とその数量を記載すること。